

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 12月号 (No.205)

2020年12月24日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇役員リレーエッセイ

コロナに始まりコロナに終わる

東京・練馬区立向山保育園 安川信一郎

早いもので2020年も終わろうとしています。今年はコロナに始まりコロナに終わったという感じです。

4月から練馬区の向山保育園に異動し、通勤時にはもっとも人が多い新宿駅と池袋駅という主要ターミナルを通過し職場に向かうことになりました。緊急事態宣言が出された4、5月は交通機関も空いていたので、座って通勤できましたが、緊急事態宣言が解除されたとたんに3密状態が復活し現在も続いています。

緊急事態宣言が出され、法人としても「…利用する子どもとの家族、法人の職員の命と健康を守ることをすべてに優先させるため…」として、常勤職員には緊急新型コロナ感染防止特別休暇を7日間新設。(有期契約職員にも出勤日数に応じて付与) 職員に対しても「…熱・咳などの症状がある場合や家族に同様の症状がある場合の対応や子どもに関わる専門職としての自覚をもって、法人業務並びに生活に必要な最小限の外出を除き、帰省等、不要不急の外出を控えるなどの対応…」をおこなってきました。

保育園(練馬区は休園ではなく、自粛要請でした)も、4月、5月と児童数が少なくなり、一時は全園児(0歳児の登園はこの時期いませんでした)合同での保育をおこなったり、児童数が増えはじめてから乳児はクラス別にし、幼児は夏まで異年齢での保育をおこなうなどしてきました。保育室も職員数にも余裕があり一人ひとりの子どもに向き合うことができ、国基準の貧しさを改めて感じました。

日々の保育だけでなく、行事の検討も含め子どもたちにとって、コロナ禍の中でどんな保育がで

きるのかの検討を職員と考えあい実施してきました。何が正解か難しいですが。

保護者との関係も4月から異動したものの、マスクをしているので顔と名前が良くわからないまま現在に至っています(そうでなくとも、人の名前がおぼえられなくなっているのです)。

懇談会等もできない中、在宅勤務での子育ての大変さ、職場の状況など父母と思いを共有することの難しさを改めて感じます。

今後も、この状況が続くと思われませんが、感染予防対策を追求することを目指しつつ、感染予防対策の基本をおさえて、子どもの育ちを大事にする保育の在り方を模索する日々が、今後も続きそうです。

寒くなり、予想していた通り感染が広がり終息する見通しがたちません。安倍元総理から菅総理に替わったものの、GOTOトラベル、GOTOイートを引き続きおこなう等の政策を継続しようとしています。医療崩壊が始まっています。まさに“人災”と言ってもいいでしょう。

安倍政権から菅政権に代わりましたが、菅首相は安倍政権の「継承」を前面に押し出し、「自助、共助、公助」をスローガンに掲げるなど、あきれられるしかありません。自助をいうなら政党助成金を返せと言いたいくらいです。

振り返れば、安倍政権も他者への共感を欠き、自分と自分の“お友だち”のことを第1に考え、そのためには憲法や民主主義の手続きも無視してきました。

一日も早く、この政権とさよならをするためにも、声を上げ続けることが大事ですね。

ここが知りたい！！

キャリアアップ研修

Q&A

経営懇役員会・調査研究部

「キャリアアップ研修」の適用開始を判断する2021年3月31日が近づいています。しかし、「キャリアアップ研修」に関する国の正確な情報が保育現場に届いておらず、自治体間でも解釈に違いがでています。経営懇会員のみなさんからは、情報提供の要望が経営懇に寄せられています。そこで、「キャリアアップ研修」に関する会員のみなさんの疑問が多かった二つについて「Q&A」をつくりましたので活用ください。また、加算Ⅱに対する経営懇の評価についても再確認ください。
(調査研究部・原田秀一)

Q 処遇改善等加算Ⅱに対する経営懇の評価を教えてください。

A

2017年の予算編成時に安倍首相(当時)が職権で押し込んだと言われている「処遇改善等加算Ⅱ」は、保育現場に大きな混乱をもたらしました。混乱は今も続いています。加算Ⅱのしくみはまた、法人の人事制度の理念や整合性を壊すものでもありました。

保育現場の是正・廃止の声に押され、内閣府は毎年のように運用の変更(要件緩和)を行ってきましたが、そのたびに当初の制度設計から離れ、2020年度の要件緩和では、もはや職階(職責)制度とは言えないしくみになっています。私たちは国が企図する保育所への職階(職責)制度の導入は認められないという立場ですが、国の場当たりの政策の帰結として加算Ⅱの制度崩壊をとらえています。

加算Ⅱの矛盾の一つが「キャリアアップ研修」です。保育士確保に汲々とする保育所に対し、賃金への加算と引き換えに一人60時間と15時間の研修を義務付けてきたのです。研修履修の要件は2021年度までの猶予期間が設けられましたが、

予定通りなら、2022年度から一人60時間(副主任保育士等)と15時間(職務分野別リーダー等)の「キャリアアップ研修」の履修が必須となります。研修履修の現状を見るなら、無理に適用を開始すれば、加算Ⅱが受けられない保育所もでてきて、職階(職責)制度の導入という国の目論見もとん挫しかねません。2022年度からの適用開始は、制度を推進する側(内閣府)に立っても非現実的と言わざるを得ません。

全国経営懇は、加算Ⅱを廃止し、原資(対象人数分の額)を加算Ⅰへ繰り入れることを要求に揭げています。2020年度の要件緩和により、加算Ⅱと加算Ⅰとの制度設計上の大きな違いは事実上なくなっており、この要求の実現はより現実的となっています。当面は「キャリアアップ研修」の要件適用時期の猶予延長を求めながら、加算Ⅱの廃止に向けて取り組みを強めます。

Q キャリアアップ研修の適用が開始されるのはいつですか。

A

内閣府は今の時点で、2022年度から予定されているキャリアアップ研修の適用を開始するかどうかの方針を明らかにしていません。内閣府の方針がわかりたい会員のみなさんにお知らせしますので、速報の配信にご注意ください。

内閣府は、研修履修の猶予を2021年度までとし、2022年度から適用を開始するとしてきました。しかし、保育士確保ができず定員割れをする園もでてくるなか、制度導入から4年が経とうとする今の段階でも、支給対象人数の職員の研修が終了する見通しのある園はそうないはず。新型コロナウイルス感染症の拡大が研修受講に大きな障害となったのは言うまでもありません。

内閣府は適用開始の判断を2021年3月までに行うとしており、これに向けて全国の園の受講状況の調査を行いました。調査結果は明らかにされていませんが、この結果が判断に影響するものと考えられます。保育現場の実態からすれば、2022年度から適用開始ができる状況でないことは明らかです。見切り発車は許されません。全国経営懇は、拙速な適用開始を行わないよう引き続き内閣府に要請を行います。

Q 60時間の研修が必要なのは、誰ですか。

A

情報が錯そうしているのが60時間の研修に関してです。4万円の対象人数分の職員全員に4科目60時間の研修を終了させることを見通せる園はそうないはずですが、終了した職員が退職することも考えられます。

2020年からは要件が緩和され、4万円の支給が1人でも可能となりました。そうなると、残額を配分される職員の研修は何時間必要なのか、という疑問も出てきます。次のケースで考えてみることにしましょう。

緩和された要件では、4万円を配分される職員全員に60時間の研修履行が義務付けられていません。副主任保育士等として辞令を発令した場合は、60時間の研修履行が義務付けられますが、職務分野別リーダー等として辞令を発令すれば、4万円の対象人数内の職員でも15時間の研修履行でかまいません。

《定員90人／園長1人、主任1人、職員15人のケース》

対象	人数	辞令	研修時間
4万円の対象 (4万円の支給)	5人	副主任保育士、 専門リーダー	60時間
(配分支給)	4人		15時間
5千円の対象 (配分支給可)	3人	職務分野別リーダー	15時間

※職責手当を支払う職員が職員数の半数を超える状況は、加算Ⅱが実態として「職責手当ではなく、処遇改善のための手当」になっていることを意味します。これは、私たちが要求している「加算Ⅰへの繰り入れ」を後押しするものです。

《資料》

■要件緩和に関する内閣府他の通知

／2020年7月30日付

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて

(略)

ク 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。

i 副主任保育士等：原則として月額4万円（注1）。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で（注2）、それ以外の副主任保育士等（注3）について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。

ii 職務分野別リーダー等：原則として月額5千円（注1）。iのただし書の場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額（注4）とすることができる。

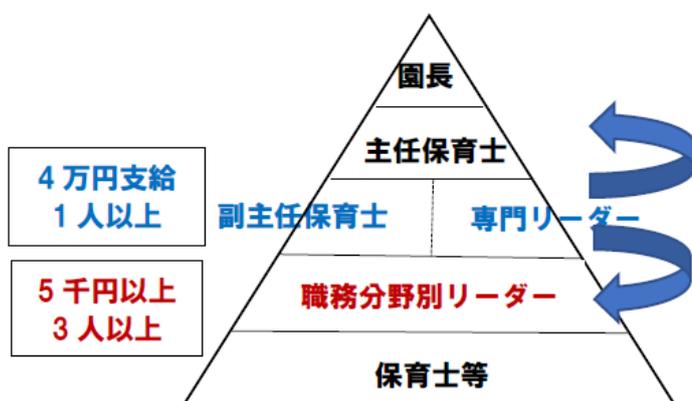
※iiの「iのただし書の場合には」をどう読むかがポイントです。内閣府に問い合わせたところ、以下の回答がありました。

① iiは職務分野別リーダーに関する項なので、4万円を支給する副主任保育士等を除く副主任保育士等（4万円の対象となる職員）に職務分野別リーダーの辞令を出した場合について記述している。配分額は、月額5千円以上4万円未満の範囲となる。その場合、キャリアアップ研修は15時間の履修が必要となる。

②月額5千円以上4万円未満の範囲で配分した場合も、その職員に副主任保育士等の辞令を出せば60時間の研修の履修が必要となる。なお、4万円の対象人数分だけ副主任保育士等の辞令を出す必要はない。

次頁に図表あり

■内閣府の会議資料より



副主任保育士等に係る加算額（20万円）のうち、4万円を除く16万円まで、主任保育士※・職務分野別リーダーにも配分できる。

※副主任保育士等の給与が主任保育士を越える場合

*「ここが知りたい!! キャリアアップ研修Q&A」は、1月12日リモート学習会第2弾で、経営懇談委員会（調査研究部）から報告します。

保育をめぐる情勢

●全世代型社会保障改革の方針、閣議決定

政府は、12月15日に、「全世代型社会保障改革の方針」を閣議決定しました（同封資料参照）。2019年9月に発足させた全世代型社会保障改革検討会議で議論してきた内容を、最終報告『全世代型社会保障計画の方針』としてまとめたものです。

報告書では、『「自助・共助・公助」そして「絆」である。まずは自分でやってみる』ことを菅政権がめざす社会像だとして、自助を強調していることがわかります。こうした考え方にもとづき、改革方針を列記しています。

具体的な改革の筆頭に少子化対策が掲げられています。「待機児童の解消」にむけては、「新子育て安心プラン」を年末までに作成し2024（令和6）年度末までに約14万人分の保育の受け皿を増やすとしていますが、内容的に目新しい提起もなく、さらにその財源確保のために、児童手当の縮減のための見直しが行われています。子どものための予算を抜本的に拡大することなく、

今ある予算の枠の中でのやりくりにとどまっています。少子化対策の目玉は「不妊治療への保険適用」ですが、待機児童対策では以上のように新たな提起がなく、全体的に少子化対策を本気で進めようとしているのか、疑問と言わざるを得ない方針ではないでしょうか。

さらに医療分野では、75歳以上の後期高齢者の医療費の負担増も盛り込まれており、とても社会保障の充実とは言えない内容になっています。

こうした菅政権の姿勢・考え方自体に課題が多いことを指摘し、方向転換を求める声をあげていくことが重要です。

※1月12日第2弾リモート学習会で、「全世代型社会保障改革の方針」についても伊藤周平さんにお話しいただきます。

乞うご期待！

●児童手当見直しで待機

児童対策の財源を確保!?

世帯合算方式導入は見送り

政府・与党は12月10日、児童手当の縮小見直しの方針を決め、全世代型社会保障改革検討会議の最終報告に盛り込みました。

児童手当は原則、3歳未満は1人月1万5千円、3歳から中学校卒業までは同月1万円を支給しています。所得制限があり、子ども2人の専業主婦家庭の場合、夫の年収が960万円未満なら満額支給で、960万円以上は月5,000円の特例給付が支給されています。

今回の見直しによって、特例給付の対象は、年収960万円以上1200万円未満の世帯に限定されます。「世帯合算」方式への転換は見送りとなり、代わりに特例給付に上限が設定され、給付を受けないケースが生じることとなりました。

特例給付を受けられなくなる対象の子どもは、児童手当を受給している全体の4%で、約61万人です。受給者総数は、2018年度において約1660万人で、特例給付の対象は約100万人でした。

児童手当を削って待機児対策の財源でいいのか

この見直しで浮く財源は年370億円程度とのことですが、待機児童対策「新子育て安心プラン」の財源の一部に充てられます。実際に支給額が見直しされるのは2022年10月支給分からの見通しです。

政府は、2019年10月から3歳以上の保育料を所得制限なく「無償化」しましたが、児童手当は所得制限を実施して給付を受けられない層を生み出すことになりました。子ども本位の政策、という観点からすると、一貫性を欠くと言わざるを得ません。

●小学校で35人学級実現へ／保育も続こう!

小学校の1学級あたりの上限人数が、約40年ぶりに40人から35人に引き下げられることになりました。

文部科学省は、コロナ禍での経験を踏まえ、小中学校ともに30人学級の要求を掲げて、2021年

度予算編成に臨んでいました。一方、財務省は、少人数学級について、学力向上につながらないと譲らず、編成過程での攻防が続いていたのですが、12月17日に、小学校に限って35人学級とすることが合意されました。

現在の学級編制の上限は小1のみ35人で、小2以上は40人ですが、21年度は小2を35人とし、その後学年ごとに順次引き下げ、25年度に小学校全学年での35人学級化が実現します。年明けの通常国会に、小2改善分の予算が盛り込まれた来年度の政府予算案と、いわゆる義務教育標準法の改正案が提出されることとなります。

今回の改善は、30人ではなく35人とどまり、中学校は外されたなどの問題がありますが、大きな前進であることは間違いありません。コロナ禍の経験をふまえ、少人数学級の必要性があらためて国民的な問題として再認識されたことで、様々なレベルから実現を求める声があがり、40年ぶりの改善につながりました。

こうした意義を私たち保育関係者も共有し、今後の30人学級早期実現等に向けて共に取り組むと同時に、この前進を弾みに、ゆとりある保育環境の実現を求めて、運動を広げていく必要があります。

<訂正>

前号の11月号(No.204)の2ページ、概算要求額で訂正があります。

「保育の受け皿整備／厚生省」

誤 2020年 768億円 →正 767億円
2021年 768億円 767億円

「子どものための教育・保育給付等」

誤 2020年 14,743億円 →正 16,383億円
2021年 14743億円＋事項要求

→正 16,383億円＋事項要求

訂正して、お詫びいたします(調査研究部)。

詳しくは、下記のサイトをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000677014.pdf>

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r03/gaiyou_r03.pdf

●第3次補正予算案

2020年度の第3次補正予算案が出されました。保育所でのコロナ対策に向けた支援の費用が予算化されています(下図)。今後、通常国会で審議されます。

第2次補正までで、各施設に最大100万円の支援が予算化されていましたが、自治体により執行時期・状況に差があるようです。補助額が削られた・自治体の説明が不足、等々あれば経営懇役員もしくは事務局まで情報をお寄せください。

厚生労働省									
保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)									
(保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算案: 117億円)									
【概要】									
保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。									
【実施主体】	都道府県又は市区町村(以下「市区町村等」という。)、市区町村等が認めた者								
【事業内容】	<p>①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講等)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(「かかり増し経費」の具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金 <ul style="list-style-type: none"> ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。 ○施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 <ul style="list-style-type: none"> ※ 物品等の例: 手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど </div> <p>②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入</p>								
【対象施設等】	保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設								
【補助基準額】	<p>①及び②の合計 1施設当たり</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 定員※ 19人以下</td> <td style="text-align: right;">300千円以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員※ 20人以上59人以下</td> <td style="text-align: right;">400千円以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員※ 60人以上</td> <td style="text-align: right;">500千円以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業</td> <td style="text-align: right;">300千円以内</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※(認可の)居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数</p>	(1) 定員※ 19人以下	300千円以内	(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内	(3) 定員※ 60人以上	500千円以内	(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内
(1) 定員※ 19人以下	300千円以内								
(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内								
(3) 定員※ 60人以上	500千円以内								
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内								
【補助割合】	国: 1/2、市区町村等: 1/2								

●新子育て安心プラン

待機児童解消のための新たなプランが、12月21日に発表されました(同封資料参照)。2021年度からの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②保育士の確保、③子育て資源の活用、を柱に掲げています。しかし、新たな対策は乏しく、カギとなる保育士確保策も不十分な内容といわざるを得ません。

特に問題なのは、短時間勤務保育士の活用です。各クラスに常勤保育士1名配置を必須としていた規制を緩和し、1名の常勤保育士に代えて2名の短

時間勤務保育士を充てることを可能とすることが例示されています(待機児童が存在する市町村)。保育士不足の根本的な原因を探り、そこから改善することはせず、短時間勤務を希望する保育士が多いという調査データを示して、短時間勤務保育士を配置しやすいように緩和することは、その場限りの対症療法でしかありません。日々の保育での引継ぎ、子どもや家庭の状況の共有など、新たな業負担が生じることも予想されます。また、入れ替わりでも人が居さえすればいいというやり方は、保育の専門性を軽視した対策であることを、現場の実践をふまえて指摘していく必要があります。

この間の活動から

●退職手当公費助成継続

求める賛同署名、3,162名

10月から取り組んできた、「退職手当共済制度公費助成の継続・拡充を求める経営者賛同署名」は、12月中旬までに、全国47都道府県・3,162名から賛同が寄せられました(12月22日現在)。2016年にとりくんだ「経営者アピール」は、1476名から賛同いただきました。今回は、それを大きく上回る3,162名の賛同者となりました(法人・施設数等集計中)。今後、名簿を整理し次第、厚労省など関係省庁に届けます。

みなさんの声より

- 退職手当共済制度公費助成がなくなれば保育士も集まらない。保育体制も不十分なものになる等の悪影響は必至です。助成継続をお願いします！未来の日本を背負う子どもの育成にしっかりと補助をお願いします。
- コロナ蔓延でも休む事なく子ども達を預かっている。これは保護者の就労にかかせない重要な役目を果たしている。この職場を守る職員の処遇を充実させる為にも公費助成の継続・拡充を！
- 質の高い保育を目指し頑張っている職員はプロとしての誇りの支えられています。これ以上学校職員等との待遇差が開くのは間違いです、エッセンシャルワーカーとしての社会貢献を考慮してください。
- 保育士の処遇改善のため保育園が独自に様々な手当てをつけたり賞与比率を上げたりと企業努力をしています。結果、人件費が運営を圧迫している状況。しかし、人件費を下げると保育士がみつきりません。公費助成が廃止になると保育園を廃業しなければなりません。

*公費助成継続に関して、2021年度以降も継続されるとの情報が入りました(12月23日現在)。詳細は次号以降でお知らせします。

●リモート学習会第1弾

11月27日に、経営懇リモート学習会第1弾をZoomにて開催しました。



当日は、約230か所と接続し配信、その後のYouTube配信で500回近く視聴されています。愛知県立大学の清水宣明先生は、ウイルスのしくみを解説し、飛沫がエアロゾルになって空気中に漂い感染源になることから、常に換気を行ない、室内に空気がとどまらないように拡散させることが重要であることを指摘しました。埼玉・太陽の里・園部さんからは、7月に集団感染が発生した際の経験についてご報告いただきました。

アンケートより

- ◆市は、消毒をこと細かく指示している。絵本を見る前に子どもも手洗い・布の人形は使用しない・おむつ交換は個人専用マットで手袋をする…等々、無理だと思っていたが、話を聞いてあまり意味がないとわかってよかった。
- ◆感染が発生で14日間休園…自治体が認めない
- ◆大人の方が寒がり、事務室・休憩室・更衣室などは換気の頻度が低いことに気づいた。
- ◆(太陽の里の報告について)「職員の疲れが感染につながる」との助言を受け、休憩スペースの確保や長時間労働を減らすなどの工夫をされたことを聞き、自分の職場にひきつけて考えることができた。地域との普段からのつながりがいかに大切かもよく分かった。

※YouTubeで1月11日まで配信しています。

お知らせ

●経営懇リモート学習会

◆第2弾 2021年1月12日

講師：伊藤周平さん(鹿児島大学)

報告：調査研究部(キャリアアップ研修)

鎌倉市、福岡市の会員より活動報告

参加費：3,000円(会員外5,000円)

<12月25日締切>

※締切以降の参加希望には対応しますが、
資料は各自で印刷となります。ご了承の上、メールでお申込み下さい。

gsp10404@nifty.com

◆第3弾 2021年2月21日(日)

講師：清水玲子さん(元帝京大学)

『コロナ禍の中での保育

—子どもたちの笑顔を広げよう

大人たちのネットワークを深めよう—』

●こんな時だからこそ、学ぼう！

保育研究所オンラインセミナー

○2021年1月23日(土) 13:30~16:00

参加費：4,500円

コロナ禍から考える

公立保育所の存在意義と課題

講師：中山 徹さん(奈良女子大学)

保育プラザを支える会企画

協力:東京大空襲・戦災資料センター

○2021年1月16日(土) 13:30~15:30

参加費：無料

今、語り継ぎたい平和への願い

お話し:二瓶治代さん(東京大空襲体験者)

東京・(福)陽光会

東京大空襲・戦災資料センター

会員園です

コロナのなかでの

わたしのストレス解消法

保育現場に入る。

年長と一緒に
園内の掃除をしたりするのも
おしゃべりしながら
聞きながら
楽しい時間です。

(愛知・園長・50代)

【経営懇・活動日誌】12月

○12月1日(火)経営懇事務局会議。

○12月6日(日)全保連全国幹事会。

石川会長・川端副会長参加。

○12月7日(月)三役会議(Zoom)

○12月14日(月)役員会(Zoom)。役員会のあと、組織部と研修部を開催。Zoom内で分かれて会議をやる。初挑戦。

○12月中旬 退職手当共済公費助成継続の賛同署名、3,162名の賛同が寄せられた。

○12月25日を締切に、リモート学習会第2弾受付中。

同封資料

①情勢資料

全世代型社会保障改革の方針

新子育て安心プラン

②保育研究所オンラインセミナー

③保育プラザを支える会企画

「今、語り継ぎたい平和への思い」